

一般名処方及び 長期収載品の選定について

一般名処方とは

一般名処方とは、医師が特定のお薬の商品名ではなく、有効成分の名称で処方することをいいます。一般名で処方することで、同じ有効成分・同じ効き目のお薬であれば、先発医薬品だけでなく、後発医薬品（ジェネリック医薬品）も含めて選択できるようになります。また、現在、一部の医薬品では全国的に供給が不安定な状況が続いています。一般名処方により、特定の商品名のお薬が不足している場合でも、同じ有効成分のお薬を選ぶことができるため、患者さまに必要なお薬をお渡ししやすくなります。

お薬についてご不明な点がございましたら、医師または薬剤師にご相談ください。

長期収載品の選定療養について

2024年の診療報酬改定により、2024年10月から「長期収載品の選定療養」の制度が開始されました。この制度は、患者さまのご希望により、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品を選択された場合に、後発医薬品との差額の一部を「選定療養費」としてご負担いただくものです。ただし、医師が医療上の必要性があると判断した場合や、後発医薬品の提供が難しい場合は、選定療養の対象外となります。

ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にご相談ください。

※長期収載品とは、後発医薬品がある先発医薬品のうち、後発医薬品の発売から5年以上経過しているものや、後発医薬品への置き換えが一定以上進んでいるものなどを指します。対象となる医薬品は、厚生労働省のホームページで公表されています。

※選定療養とは、保険診療とあわせて、患者さまが希望される保険外の費用をご負担いただく制度です。選定療養費は保険給付の対象外となるため、別途消費税がかかります。

